

大阪市告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月27日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年5月11日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (ヤマハ 紫色)	西区安治川2丁目2番先
自動二輪車 (ヤマハ 銀色)	西区安治川2丁目2番先
自動二輪車 (ヤマハ 白色)	西区安治川2丁目2番先
自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	西区安治川2丁目2番先
自動二輪車 (カワサキ 黒色)	西区九条南1丁目7番先
普通自動車 (ダイハツ 緑色)	西区安治川2丁目2番先
普通自動車 (ホンダ 銀色)	西区安治川2丁目2番先

(建設局総務部管理課)